

ご家庭での火災予防について

●火災はいつどこで発生するか分かりません。火災は大切なものをいとも簡単に奪ってしまいます。ご家庭から火災を出さないために日頃から心がけ、知識を身につけておくことが重要です。また、住宅用火災警報器の設置や消火器の使用により、火災の危険・火災による被害を軽減することが出来ます。

住宅火災の場合、煙や炎で避難ができなくなるまでの時間は出火から3～5分程度です。消防車が現場に到着するまでは平均して約8分かかってしまいます。消防車の到着を待っている間は、火災は拡大し消火はもちろん避難することも困難になってしまいます。より早い消火・避難・通報が命を守ることに繋がります。



ご家庭からの火災を防ぐポイント



① コンロによる火災

- ◆電話や来客で、その場を離れる時は必ず火を消す。
- ◆コンロの周りに燃えやすいものを置かない。



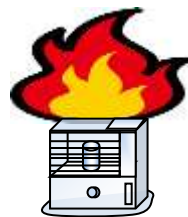
② たばこによる火災

- ◆吸い殻を捨てる時は水をかけてから捨てる。
- ◆寝たばこ、くわえたばこ、投げ捨ては絶対にしない。



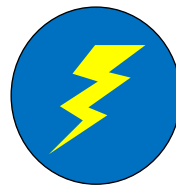
③ ストープによる火災

- ◆ストーブの周りには燃えやすいものを置かない。
- ◆ストーブの上に洗濯物等を干さない。



④ 電気による火災

- ◆たこ足配線はしない。
- ◆配線を束ねて使用しない。
- ◆コンセント部のホコリが溜まらないよう清掃をこまめに行う。



住宅用火災警報器の設置はお済ですか？



●消防法改正により平成23年6月からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。令和2年7月1日時点での推計設置率は、東根市では91%と全国平均値の82.6%を上回っております。しかし、設置が義務付けられている所に正しく設置されているかを示す条例適合率では、60%と全国平均値の68.3%を下回っております。

住宅火災から大切な生命や財産を守るため、まだ設置していないご家庭、正しく設置されていないご家庭はすぐに設置しましょう。

●設置が義務付けられている所

すべての寝室・寝室が2階にある場合は階段の上にも煙式感知器の設置が必要です。

●設置をすすめている所

台所 ⇒ 煙式・熱式どちらの感知器でも構いません。

●購入できる所

家電販売店・ホームセンター・消防設備業者等

●維持管理について

月に
1回

◆引きヒモを引く、またはボタンを押して音が鳴ることを確認しましょう。

年に
1回

◆定期的に汚れやほこりを取り除きましょう



●設置から10年を目安に機器本体の交換をしましょう！

住宅用火災警報器は古くなると電子部分の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。設置年月日を確認し、設置から10年を目安に機器本体の交換をしましょう。

住宅用消火器の設置もおすすめです！



- 一般住宅では消火器の設置義務はありませんが、消火器による初期消火は大変効果的です。一般住宅で使用しやすいように開発された住宅用消火器は以下のような特徴があります。
 - ホースが無いものもあり、軽量。女性やお年寄りでも使いやすく、火元を狙いやすい。
 - 通常の消火器と違い、カラフルでデザインが豊富。
 - 消火薬剤の詰め替えや、消火器内部の点検は不要。（使用期限が過ぎた消火器は本体の交換が必要）
 - 適応火災が絵表示で示されています。

住宅用火災警報器と併せて住宅用消火器も設置しましょう。

※消防署で販売は行っておりません。



○お問い合わせ 消防本部総務課予防係 TEL42-0134